

議案第 15 号

桐生市租税特別措置法関係手数料条例案

桐生市租税特別措置法関係手数料条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市租税特別措置法関係手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下「法」という。)に規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定を申請する者等から徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定を申請する者等は、別表に掲げる区分に応じた額の手数料を納付しなければならない。

(手数料の徴収時期)

第3条 手数料は、認定の申請の際に徴収する。

(手数料の還付)

第4条 納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(手数料の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、桐生市手数料条例の一部を改正する条例(令和7年桐生市条例第 号)による改正前の桐生市手数料条例(平成12年桐生市条例第2号)の規定を適用する。

別表(第2条関係)

区分	金額
1 法第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄	

与するものであることについての認定の申請に対する審査	
(1) 1面の宅地の面積が1,000平方メートル未満のもの	1件につき 65,000 円
(2) 1面の宅地の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満のもの	1件につき 100,000 円
(3) 1面の宅地の面積が3,000平方メートル以上6,000平方メートル未満のもの	1件につき 140,000 円
(4) 1面の宅地の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 190,000 円
(5) 1面の宅地の面積が10,000平方メートル以上30,000平方メートル未満のもの	1件につき 280,000 円
(6) 1面の宅地の面積が30,000平方メートル以上60,000平方メートル未満のもの	1件につき 360,000 円
(7) 1面の宅地の面積が60,000平方メートル以上100,000平方メートル未満のもの	1件につき 480,000 円
(8) 1面の宅地の面積が100,000平方メートル以上のもの	1件につき 630,000 円
2 法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	
(1) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のもの	1件につき 6,200 円
(2) 新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	1件につき 8,600 円
(3) 新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき 13,000 円
(4) 新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	1件につき 35,000 円
(5) 新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	1件につき 43,000 円
(6) 新築住宅の床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの	1件につき 58,000 円

議 案 説 明

議案第 15 号 桐生市租税特別措置法関係手数料条例案

桐生市手数料条例に規定する手数料のうち、建築指導課が事務を所管する手数料部分を分割し、事務を規定する法律ごとに新規の手数料条例とするものです。